

令和4年度シンガポール EC サイト県産食品販売促進事業に係るプロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構が発注する令和4年度シンガポール EC サイト県産食品販売促進事業について、プロポーザル（提案）方式の実施に必要な事項を定めるものとする。

2 業務の内容

(1) 委託業務内容

別添「[令和4年度シンガポール EC サイト県産食品販売促進事業委託仕様書](#)」のとおり

(2) 委託期間

契約日～令和5年2月28日（月）

(3) 委託契約上限額

2,750,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 資格要件

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は第3号までの規定に該当する者でないこと。

4 プロポーザルの提出書類及び方法

(1) 提出書類（※部数については印刷したものを提出の場合）

①[企画提案提出書（様式第1号）](#) 1部

②企画提案書（任意様式） 7部

ア 業務実施方針及び手法等

委託業務実施に係る方針、手法及び計画について記載すること。

イ 企画概要

企画概要について記載すること。

なお、当プロポーザルにおける企画は、プロポーザル提出者の企画力等を判断するために行うものであり、採用された事業者における企画をそのまま実施するものではない。

ウ 同種及び類似事業の実績

過去の業務実績及び類似事業の実施実績について、事業名、実施年、発注者、事業内容等について記載すること（過去5年間まで）。

エ 経済性の確保

業務実施費用の詳細を記した見積書を提出すること。

オ 会社概要

会社概要パンフレット等を添付すること。

(2) 提出先

公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構 グローバル渉外課

(3) 提出期限

令和4年5月18日(水) 午後5時まで

(4) 提出方法

郵送若しくは持参、または電子データをメールでも可

5 プロポーザル評価項目及び評価結果等

(1) プロポーザル評価項目

ア 業務実施方針及び手法等

(ア) 業務実施方針及び手法等の提案内容

(イ) 提案内容の実現性

イ 企画概要

(ア) 企画力

(イ) 企画内容の実現性

ウ 業務実施体制

エ 同種及び類似事業の実績

オ 経済性の確保

(2) プロポーザルの評価結果の通知

ア 提出された企画提案書が採用された者に対しては、採用通知書により通知する。

イ 提出された企画提案書が採用されなかった者に対しては、不採用通知書により通知する。

6 留意事項

(1) 書類の作成に用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

(2) 企画提案書の作成及び提出に必要な費用は、提出者の負担とする。

(3) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書を無効とする。

(4) 提出された企画提案書は返却しない。

(5) 企画提案書の審査内容は非公表とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

7 問合せ及び提出先

公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構 グローバル渉外課

〒310-0802 茨城県水戸市柵町 1-3-1 茨城県水戸合同庁舎 4 階

TEL 029-224-5412 FAX 029-350-1103

E-mail global@iis-net.or.jp